

一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年6月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称・業務番号
京都舞鶴港「海の京都駅（仮称）」推進事業（単独）業務
港湾30海京単第6500号の2の2
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約日から平成30年8月31日まで
- (4) 設置場所
舞鶴市字松陰（第2ふ頭）地内

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び特記仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒624-0945 舞鶴市字喜多1105番1 舞鶴21ビル7階
京都府港湾局港湾企画課調整担当
電話番号 (0773) 75-0192
ファクシミリ番号 (0773) 75-4375
- (2) 入札説明書等の交付期間
平成30年6月8日（金）から平成30年6月13日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札説明書等の入手方法
原則として、（2）の期間に、京都府港湾局のホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接配布を受ける場合は、（1）の場所に問い合わせること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 平成28・29・30年度「物品の製造の請負及び物品の買入れ関係競争入札参加資格者名簿」の「農業・土木用機械器具」または「物品（レンタル・リース）」に登録されている者。
- (2) 国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人（以下「国、地方公共団体等」という。）が平成15年度以降に発注した同種のエアコン、冷風機等の設置業務について、元請としての受託実績がある者。
- (3) 次のア及びイのいずれにも該当しない者。
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」

という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。)

- (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (イ) 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- イ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。)
- (4) 4で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

4 入札参加資格の確認

資格審査を受けようとする者は、申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間 平成30年6月12日(火)及び平成30年6月13日(水)
- (2) 提出場所 2の(1)に同じ。
- (3) 提出方法 提出期間中の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に持参して提出すること。
- (4) 確認通知 入札参加資格の審査結果は、別途通知する。
- (5) その他 申請書及び確認資料作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

- ア 日 時 平成30年6月21日(木) 午前11時
- イ 場 所 舞鶴市字喜多1105番1 舞鶴21ビル8階
804 会議室

(2) 入札の方法

入札書は持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる資格のない者の行った入札

イ 申請書又は確認資料を提出しなかった者若しくは申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者の入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

(1) 1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。